

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

国民年金関係 1件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。  
しかし、私は申立期間以外の未納が無く、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付している上、国民年金と厚生年金保険の切替手続も適正に行っており、年金についての認識及び納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人が所持している年金手帳から、A県B市へ国民年金の住所変更手続を行ったのが昭和48年4月8日であることが確認でき、同年7月からの保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立期間のみ未納とされていることは不自然である。

さらに、C町の国民年金被保険者名簿上、昭和48年度の保険料関係記録欄が空欄となっており、B市での納付記録が転記されていないなど、記録管理が適切に行われていなかった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 5 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間は、A 町に住んでおり、地区の納税組合に、当時同居していた家族と一緒に納付していた時期である。

申立期間について、私の分の国民年金保険料だけが納付されていないことに納得がいかないので年金記録の訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間当時、申立人と同居していたその母及び兄夫婦と連番で払い出されていることが確認できる上、母及び兄夫婦は申立期間については、保険料を納付済みである。

さらに、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳を見ると、A 町で払い出された国民年金手帳記号番号が整理統合されたとの記載があり、同記号番号に係る強制加入期間があるにもかかわらず、同被保険者台帳及び B 市の納付記録上は未加入とされており、何らかの事務処理誤りがあったものと推認できる。

加えて、当時同居していた申立人の義姉は、申立人の分の国民年金保険料を家族の国民年金保険料と一緒に隣組単位で納付していたことを具体的に記憶しているなど、申立人の主張を裏付けるものとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から47年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、妻が私の分も一緒に集金人に納付していたはずであるので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付しているとともに、同居していたその妻も、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付している。

また、A県B市では、申立人が居住していた地区において、集金人による国民年金保険料の集金及び検認を行っていたと説明しており、申立人の主張どおり、夫婦の保険料を一緒に集金人を通じて一括納付されていたことが推認でき、申立人の分のみ未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間及びその前後の期間を通じて、仕事や住所の生活環境に変化は無かったとしており、未納となるような周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 53 年 7 月までの国民年金保険料は、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 53 年 7 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入しているため還付しているとの回答をもらった。

しかし、私は還付金を受け取った記憶は全くない。社会保険事務所、役場の説明では、納得がいかないので、調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の国民年金被保険者台帳及びA町役場の国民年金被保険者名簿上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できるものの、同期間は厚生年金保険被保険者期間であることから、同期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、社会保険事務所の還付整理簿には、申立人に係る還付金額、還付決定日及び還付支払日について明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。